

## 第6回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和2年6月5日(金)
- 2 開会日時及び場所  
令和2年6月5日(金) 午後2時00分  
ふるさと会館2階 第1会議室
- 3 閉会日時 令和2年6月5日(金) 午後4時05分
- 4 委員氏名
  - (1)出席者(10名)  
3番 松永 一 8番 平野 利光 9番 馬場 保 10番 徳永 玉義  
13番 池田 兼三 14番 松尾 茂敏 15番 川内 幸徳 17番 鶴崎 進  
18番 大久保信一 19番 小筏 正治
  - (2)欠席者(9名)  
1番 草野 英治 2番 大島 忠保 4番 東 康敬 5番 林田 剛  
6番 森崎 茂徳 7番 渡部 篤 11番 三浦 憲二 12番 内田 弘幸  
16番 草野有美子
- 5 議事に参与した者  
事務局長 坂本 英知 主 事 北尾 祥  
次 長 増富 浩彦  
参事補 原田 誠二
- 6 議事日程
  - 日程第1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第2 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 日程第3 議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 日程第4 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
  - 日程第5 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 日程第6 議案第34号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
  - 日程第7 議案第35号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
  - 日程第8 報告第5号 非農地通知の発出について
- 7 協議事項

農地取得等の下限面積の特例について

農業委員会だより（掲載項目）について

新型コロナウイルス感染拡大による会議開催対応マニュアルについて

農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について

## 8 その他

婚活イベント実施の可否について

---

### 午後2時00分開会

○事務局（原田 誠二君） 議事に入る前に、議案の取下げが出ていますので、お願いしたいと思います。

まず、議案書3ページ、議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請についての受付番号11番が取下げられました。

次に、議案書11ページ、議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての受付番号の5番から11番が取下げとなりました。

以上です。

○事務局長（坂本 英知君） 本日は草野委員さんのほうから欠席の届出があっております。しかし、法の規定による過半数というのは達しておりますので、会長、議事の進行をよろしく願います。

○議長（小筏 正治君） ただいまから令和2年第6回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしく願います。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、9番、馬場委員、10番、徳永委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第8、報告第5号非農地通知の発出についてまでの議案6件、報告1件となります。

それでは、議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書2ページをご覧ください。

[議案第30号の朗読]

議案書3ページ、受付番号10番、11番から18番まで8件の申請があっております。詳し

くは別添1をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、東部調査会の徳永です。本日は調査会長欠席のため、代わって説明します。

東部調査会関係分は、受付番号10番です。

受付番号10番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号10番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

まずは、受付番号10番についてご質疑がありましたらお願いいたします。10番ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。松尾委員どうぞ。

○委員（14番 松尾 茂敏君） 議席番号14番、中部調査会の松尾です。本日は調査会長の内田委員さんに代わって説明をします。

中部調査会関係は、受付番号12番から14番です。

受付番号12番は、新規就農のため親族より借り受ける案件です。

受付番号13番、14番は、同一の農地所有適格法人以外の法人が借り受ける案件です。解除条件付で借りる場合に限り、権利取得できるようになっております。今回の申請に添付されている貸借契約書の内容も確認しています。

受付番号12番から14番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号12番から14番について何かご質疑ありましたら、お願いいたします。

12番から14番。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長お願いします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

西部調査会関係分は、受付番号15番から18番となります。

受付番号15番は、規模拡大のため借り受ける案件です。

受付番号16番は、当方の要望、耕作のため買い受ける案件です。

受付番号17番は、耕作利便のため交換する案件です。交換先については、先月申請され許可を受けております。

受付番号18番は、権利拡大のため買い受ける案件です。

受付番号15番から18番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号15番から18番について何かご質疑がありましたらお願いいたします。  
馬場委員どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 9番、馬場です。

18番においてですよ、申請事由が権利拡大のため購入すると書いてあるんですけど、これどういう意味ですか。事務局お答えられますか。

○議長（小筏 正治君） 事務局どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） 権利拡大ということなんですけども、要するに規模拡大ということです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） よかですか、馬場さん。いいでしょうか。どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） できればですよ、言葉のある程度統一していただければ、我々も解釈しやすいと思うんですけども。

○事務局（原田 誠二君） はい、分かりました。

○議長（小筏 正治君） 権利じゃなくて規模拡大と書いてもらえれば理解ができるわけです。事務局そういうことで、次はお願いしておきます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第30号、受付番号10番、12番から18番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第31号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とい

たします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書6ページをご覧ください。

〔議案第31号の朗読〕

議案書7ページ、受付番号3番から5番まで3件の申請がっております。詳しくは別添2をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（14番 松尾 茂敏君） 議席番号14番、中部調査会の松尾です。

中部調査会関係分は、受付番号3番から4番です。

受付番号3番は、農地への進入路用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、転用目的が農業用施設用地であることから例外的に許可をすることができる案件であると思われまます。

受付番号4番は、農業用倉庫として農業用施設用地へ転用を計画されております。申請地は農振農用地区域内にある農地で、令和元年8月14日付公告で用途区分が農地から農業用施設用地へと変更されているため、許可することができる案件であると思われまます。

なお、申請地5726番5の一部にある既存の倉庫については、令和元年9月27日付、2アール未満の農業用施設届出済みです。

受付番号3番から4番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでしたので、報告いたします。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号3番から4番について何かご質疑がありましたらお願いいたします。鶴崎委員どうぞ。

○委員（17番 鶴崎 進君） 17番、鶴崎です。

受付番号4番、これは写真を見て見ますと、これは農地のような格好をしとらんようでございますけれども、これは現在どかなっとるんですかね。

○議長（小筏 正治君） 松尾委員、説明お願いします。

○委員（14番 松尾 茂敏君） 4番は、前はミカン植えた。ミカンやったと思いますけど、事務局どうやったかですかね。

○議長（小筏 正治君） 補足できますか。

○事務局（原田 誠二君） すみません、事務局から。ここは以前、違反転用があって、当時の農業委員さん達を含めて復元をさせて追認を出した案件だったところです。

一部に倉庫が建っていて、そこは2アール未満出させて追認ですね。今回ここも防風林とか整備していた。写真ではこうなっていますが、今は引っこ抜いている状況です。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 確かに鶴崎委員が言いますように写真を見ればもう農地じゃないような感じを受けてとれますね。

○事務局次長（増富 浩彦君） 現地確認のときには、全部引っこ抜いて、農地の状態に戻してあるんですよ。

○委員（17番 鶴崎 進君） これは樹木であるにしろ、農地は農地ですね。

○事務局次長（増富 浩彦君） はい。抜かなくていいのを抜いて、更地のにしてあったんですよ、現地確認のときは。

○委員（18番 大久保 信一君） 現地確認のときは、もう木はなかったけん。

○委員（17番 鶴崎 進君） 防風林も農地は農地として利用されるけん、それはよかです。

○議長（小筏 正治君） 転用前はこういう写真一つで、変に感じられる人もいろいろと見受けられるところもあるけどね。写真撮るにはやっぱり十分注意しないとイケないですね。

○委員（9番 馬場 保君） 事務局よろしく。

○事務局（原田 誠二君） はい。

○委員（17番 鶴崎 進君） よかです。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長より、お願いいたします。池田委員どうぞ。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会の池田です。

西部調査会関係分は、受付番号5番となります。

受付番号5番は、もみすり施設用地へ転用する追認申請です。申請地は農振白地、住宅、事業用施設等が連たんしていることから第3種農地と判断しました。申請地は既存もみすり施設の駐車場やもみすり機械部品、コンテナ等置場として使用しているとのことです。転用目的が農業用施設であるから追認できる案件と思われまます。

受付番号5番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号5番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。追認ですね。どうぞ。

○委員（15番 川内 幸徳君） 多分これは道のできたときの残地だと思います。道の反対側に。その残地を違反転用しとらすとです。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第31号、受付番号3番から5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書8ページをご覧ください。

〔議案第32号の朗読〕

議案書9ページ、受付番号1番の申請がっております。詳しくは別添2をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、受付番号1番については、計画の変更に伴い、同時に農地法第5条第1項の規定による許可申請がされておりますので、一括して審議したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、一括して審議をいたします。

議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書10ページをご覧ください。

〔議案第33号の朗読〕

議案書は13ページ、受付番号13番の申請がっております。詳しくは別添2をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、中部調査会から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（14番 松尾 茂敏君） 議席番号14番、中部調査会の松尾です。

議案第32号、受付番号1番及び議案第33号、受付番号13番について報告します。

申請者は、農業用保冷库・駐車場用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。申請地は平成14年5月22日付で倉庫兼店舗用地での転用許可を受けていました。当初転用者が景気状況から事業を断念したとのことです。今回、新たな承継者により転用申請となっております。

受付番号1番及び13番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、議案第32号、受付番号1番及び議案第33号、受付番号13番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第32号、受付番号1番は申請どおり承認、議案第33号、受付番号13番は、転用面積が30アールを超えておりますので、県農業会議へ諮問の上、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、先に述べたとおり決定しました。

次に、議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書10ページをご覧ください。

〔議案第33号の朗読〕

議案書は11ページ、受付番号4番と12番の申請がっております。詳しくは別添4をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

東部調査会長。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、東部調査会の徳永です。

東部調査会分は、受付番号4番です。

受付番号4番は、墓地用地として転用を計画されております。

申請地は農振白地、10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にあり、周辺は山林、宅



地に囲まれているため、第2種農地と判断しました。

受付番号4番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

受付番号4番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。馬場委員どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 9番、馬場ですけど。

墓地のようですが、譲受人が市長の金澤秀三郎となっておりますけども、これどういう意味ですか。

○議長（小筏 正治君） 事務局説明をお願いします。

○事務局（原田 誠二君） 事務局からです。墓地埋葬法という法律があつて、墓地は基本的に個人では持てないということで、そのすぐ近くに雲仙市所有の墓地がありますので、分筆して雲仙市のほうに寄附するという形で申請されております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） よかですか。そうしたら、市内にある墓地は、市所有という形になつてくるんですかね、今。

○事務局（原田 誠二君） 全部じゃないと思います。宗教法人とか自治会、地縁団体とかになっているものもあります。市の名義になっているところも管理はその自治会等がするようにはなっているようです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（10番 徳永 玉義君） この場所が市の管理の墓地の本当に境界線がないようなとこなんです。だから、一旦市に寄附するという形で取られたようです。そういう相談で現地を調査いたしました。周囲は山林のような状態でした。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（18番 大久保 信一君） 墓地の場合、宗教法人とか自治会にという話がありましたけれども、自治会も法人化をすれば、その管理をできるという話をちょっと聞いたんですけど。その自治会も法人化をして、そういう墓地の管理をされるということですか。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） 自治会でするには地縁団体になればということになります。

ただ、所有は雲仙市のままで、管理を自治会がされているという状況ではあるようです。墓地埋葬法では個人で墓地の経営・管理は原則できないこととなっております。

以上です。

○事務局次長（増富 浩彦君） 環境政策課には、墓地埋葬法のほうを整理してからちゃんとした形で申請しなさいというような指導は農業委員会のほうからしています。今回は自治会長と環境政策課で協議して、雲仙市の市長名で上げているんです。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。

○委員（14番 松尾 茂敏君） 議席番号14番、中部調査会の松尾です。

中部調査会関係は、受付番号12番です。

受付番号12番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地であると判断しました。しかし、申請地が既存集落に接続していることから例外的に許可できる案件であると思われまます。

受付番号12番については、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号12番について何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がない様ですので、議案第33号、受付番号4番、12番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおりに許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第34号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書15ページをご覧ください。

〔議案第34号の朗読〕

議案書は16ページ、受付番号1番から議案書27ページ、受付番号27番までです。詳しくは別添3をご覧ください。

受付番号1番から15番については貸借に係る案件、受付番号16番から27番については所有権移転に係る案件です。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第34号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る受付番号1番から15番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、次に、所有権移転に係る受付番号16番から27番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第34号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。

次に、日程第7、議案第35号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書28ページをご覧ください。

〔議案第35号の朗読〕

議案書は29ページ、受付番号1番から議案書35ページ、受付番号17番までです。詳しくは別添3をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸付けられた農地を公募申込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第35号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ありましたら、お願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第35号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、農用地利用配分計画（案）につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第8、報告第5号非農地通知の発出について、事務局より説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書36ページをご覧ください。

〔報告第5号の朗読〕

議案書は37ページをご覧ください。

受付番号1番については、所有者より申出があり現地確認を行ったところ、山林化していると確認できたことから、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、報告第5号について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。お疲れでございました。

ここで休憩といたします。休憩後に農政推進に係る協議を行います。

午後3時00分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（小筏 正治君） それでは、引き続きとなりますが、農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

それでは、本日の協議事項に入ります。

農地取得等の下限面積の特例について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（坂本 英知君） 私のほうから説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

ご存じとは思いますが、まず下限面積要件ということは何かということですが、経営面積が余り小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われなことが想

定されることから、許可後に経営する農地面積が一定、全国では都府県は5反、北海道は2町です。以上にならないと許可ができないという、農地を持ったり借りたりすることができないというものでございます。

ただし、平均規模が小さい地域は、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能となっており、雲仙市では旧町の例を引き継ぎ管内の下限面積を第1表のとおり定めております。

2の別段の面積判定の欄をご覧ください。

現在の別段の面積判定をしてみますと、下限面積5反より小さく定めるための基準である「基準面積以下の農家戸数が全体の40%を下回らない」という項目については、第2表にありますとおり、いずれの地区も該当しないことになります。表で言えば、枠の左から4番目ですね。50アール未満の比率は国見町で3.9、特段の面積を定めております千々石町でも6.6、小浜町の一部にあっても10.8になります。そういうことから、この見直しを行うとすれば、雲仙市の全ての地区を50アールとしか定めることができません。

この規定と別に遊休農地等が相当程度存在する区域がある場合などは、新規就農者等の受入れの促進により農地の有効利用等を図る観点から、地域の実情に応じ、農業委員会が別段の面積を定めることが可能となっております。後で紹介いたしますけれども、他市が取り組んでいる農地つき空き家の農地を取得をする場合、この規定により特段の面積を定め50アール未満であっても取得を認めることができます。50アールと先ほど申した千々石町、40アール、30アールは、農地法の施行規則17条の1号に該当しますが、今ご説明した農地つき空き家等の下限面積の設定は、17条の2に規定をされているところでございます。

2ページをご覧ください。

雲仙市の状況と課題に記載しておりますとおり、市全域で荒廃農地の面積は859ヘクタールに達しており、これは赤判定を出さないものとしたときの面積ですので、実際はもっと小さいです。859ヘクタールに達しており、平成26年度の1.7倍となっております。

また、農地利用アンケート調査の結果では、約5割の後継者が未定と答えておりまして、このままでは耕作条件が悪い農地がさらに短期間のうちに荒廃農地となることが懸念をされます。

本市でも国の事業を含めた様々な支援制度を創設しておりますけれども、農業の新たな担い手として思うような新規就農者の増加に至っていないのが現状でございます。

4の課題解消への取組みに記載しておりますとおり、この対策としては、耕作条件が悪い農地から優良農地への転換、それを担い手に集積を図ることが必須であり、農家の費用負担なしに基盤整備ができる農地中間管理機構関連農地整備事業の推進を軸としながら、現農地を維持管理する新規耕作者の確保を行う必要があります。

しかし、就農に当たっては、下限面積5反以上の耕作やそれに対応するための農機具の調達等の初期投資が必要なことから、高齢者はなかなか参入しづらい状況であります。生きがいつくりとして、まずは家庭菜園並みの農地から就農をしたい等の就農希望者に対して狭小な農地を利用し、維持管理してもらおうという手法は、荒廃農地の発生を防止する効果的な方策と言えるため、今回、特段の面積の設定にあるとおりの協議をお願いするものでございます。

ただし、5の留意点をごらんください。注意しなければならないこともあります。以上農地法3条の規定では、(1)農地の全てを効率的に利用すること。(2)必要な農作業に常時従事すること。(3)は飛ばしまして、(4)周辺の農地利用に支障がないこと。そのほかにも対象となる農地の一部または全部が耕作放棄地、または今後、耕作放棄地になる可能性がある農地であること。(6)としまして、担い手となる農地の集積に支障を及ぼさないこと。(7)他の用途への転用、いわゆるとりあえず家庭菜園として持つとって、行く行くは自分が宅地にして売ろうというような、資産運用を目的として活用されないことが考えられますので、特段の面積を設定する場合については、このような留意点をクリアできるような条件を付す必要があります。

3ページの6. 検討課題をご覧ください。ここは事務局も含めて今後どうしていくかを整理しなければならないところではございますが、別段の面積を設ける辺り、この趣旨にあった事業を創設する必要があると考えております。

(2)としまして、新たな事業の根拠となる法令は、基盤強化法によるものとすべきか、農地法3条にすべきかという点を検討しなければなりません。

(3)の定年帰農者向けの事業、いわゆる60で定年になった者で少し農業を楽しみながらしたいなんていうような人を今、定年帰農者と表現をしておりますけれども、50アール未満でも農地取得を認めるのか、要は例えば私がサラリーマンで定年になったので農業をしたかと言うたときに、貸すことはオーケーするけど持つことは50アール以上持たんと駄目ですよとするのか、それが法律的にオーケーなのかちょっと事務局でも今県のほうにも確認を取ったり、勉強を今しているところなんですけれども。

もし農地取得を認めた場合、定年帰農者が耕作している間はいいいけれども、その後この子供がまたするのかというのも問題点になろうかと考えておるわけです。また結果的にそこが荒れるんじゃないかと。でも今耕作をするのを認めれば、すぐ荒廃農地になってしまうなというのを考えていかなければならないと思います。

そのほかに農地の維持管理の問題とかが、要は水利権のあるところにある人が、定年帰農者が耕作して、公役等に本当にその人が出てくれるのかという問題もある程度整理をしていかなければならないし、所有権まで認めたときに、権利の分散になったときに、その圃場整備をしようかといったときに、反対された場合なかなかできないなど。要は所有権の権利の分散は農地集積

がやはり支障になるのではないかという、多くの場合は問題点も考えられます。

ただし、農地つきの空き家バンクについては、全国各地所有権の取得を認めているわけです。農地についている部分、それは家にくっついていなくても、その家から通勤範囲であれば農地つき空き家バンクに登録することができるかという表現で、空き家と一緒に50アール未満の狭い10アールでも取得は認めているところがほとんどでございます。

7番の今後のスケジュールについては、4ページをご覧いただきたいと思います。

事務局の案としましては、今ご説明をしているとおり、一番上段にあります下限面積、別段の面積の緩和の措置をずっと協議をして、8月頃までしていただきたいと考えております。その間に、農業団体のほうにも、これはこの下限面積を主体としてという意見ではなくて、意見書を提出するときの担い手とか農業等の意見を頂くついでというのはあれなんですけど、それに併せて下限面積を下げるということについてどう思われますかということをご希望であれば聞きたいと思っております。

ただ、コロナの関係で、担い手辺りも書面決議が多いということを知っているため、これは必ず聞けるかどうか不透明でございます。

8月になりますと、農業委員さんだけでなく推進委員さんのほうにも、ある程度農業委員さんたちの意見をお伝えをして、ご意見を踏まえた上で10月の総会で下限面積の設定をするかしないかを農業委員会の総会で決定していただきます。

そのほかは、決定をしていただいたものという判断のスケジュールですが、12月に一応大きな農地法の取扱いの変化ですので、市長レクを含めて議会のほうにもご説明をして、それを踏まえたところで1月に公示、下限面積の設定ができるようになったということを公示をいたして、3月の農業委員だよりに掲載をして、来年の4月1日から施行という計画でおります。

他市の事例につきましては、次の5ページのA3の用紙をご覧ください。これを一件一件ご説明すると長くなりますので、ご覧の方もいらっしゃると思います。見ていらっしゃる方は今後も協議をいたしますので、後で見ていただいて今後の協議の中でご質問いただければと考えております。

説明は以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。どうぞ、大久保委員どうぞ。

○委員（18番 大久保 信一君） 大久保です。

先ほど局長からも話があったおりましたけども、今年を迎えて一時的に農業をやろうという方が、私の地元でも何人かおられるわけですね。

ただ、話を聞いてみると、後継者については、もう全然いない。それで農業をやるとしても、長くて10年か15年ぐらいだろうと思うわけですね、やられるとしてもですよ。農地取得は考

えておられないという話もよく聞くわけですが、賃借をされて一時的につくりたいという方おられるわけですよ。

ただ私知っている人はもう既にもともと農業者の子供という形で、ある程度の下限面積をクリアする面積は、実際持っておられて、あと少しプラスアルファでお願いしたいという形がほとんどですけども。私は吾妻町ですけど、吾妻町内においても、担い手がまだ土地をどんどんまた増やしたいという気持ちでおられて、その辺と競合することも出てくるんじゃないですかと思うんですよ。一時的な農業じゃなくして、将来農業でしっかりとした農業をやっていきたいと考えておられる方と競合するところが出てくると思うんです。その辺をどうクリアしていくのかですよ。

特に畑地帯ですね。畑地帯についてはそういうことが多いわけです。水田地帯については、案外こう今水田で利益が上がらないという形があって、一部飼料米関係で多くの面積を作られる方がおられるわけですが、特に畑地帯について、なかなかその辺が競合するところが出てくるんじゃないかと、その辺が一番私は心配しているわけですよ。下限面積を下げ、多くの方になるだけ農地を取得、賃借あたりをしてもらおうような形になった場合ですよ。皆さん、どう考えておられるかです。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

ただいま大久保委員のほうからありましたけど、それに関連してでもいいんですけど、ほかの方ご意見ありませんか。事務局どうぞ。

○事務局長（坂本 英知君） 今、大久保職務代理者のほうから話があったとおり、一団の1種農地のど真ん中を定年帰農者とか、極端に言えば定年を機会にこっちにUターン、Iターンしてこられる方がしたいということについては、やはり集積に支障があるので駄目なのかなと考えております。

ちょっと今回の資料は分かりづらかったと思いますけれども、次回、総会からは全ての委員による総会をしたいと考えておりますので、その際には、この具体的な下限面積の要件、条件を皆さんにお示しをして、またご意見をいただきたいと思うんですけども、今事務局で考えているところは、先ほど若干説明をしましたが、今後遊休農地になる見込みのある土地か、今もう既に遊休農地である土地か。

それと面積を報告するのではなく、約1アールから最大でも10アール未満の農地、いわゆる担い手等が今から作らないかもしれない、そこは作らないという農地を耕作してもらう。あくまでも耕作放棄地対策事業として下限面積を下げ家庭菜園としてでも使っていただければ、そこは荒れないということで考えているところでございます。

かと申しましても、この事業を導入したからといって、耕作放棄地が大幅に減るとは考えておりません。ただし、農業委員会として荒廃対策の解消に向けて取り組んでいるんだぞというスタ



ンスは十分見えるのかなと考えております。農地パトロールをして調査はするけど、じゃ、荒廃農地が増えていくことに対して農業委員会としてどう向き合うかという分については、この下限面積をして荒廃農地対策事業を導入して、少しでも減る取組をしているんだという姿勢は十分対外的には伝わるのかなとは考えているところでございます。

話が長くなりましたけれども、今後、来月の総会で先ほど申したとおり、具体的な条件等を皆様にお示しして、そこでまたご意見をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま局長のほうからお話、説明があったわけですけど、今の局長の話を参考にし、また帰られたら、この資料にもう一回目を通してもらって、次回の全体総会あたりからいろいろこの下限面積について話を進めていきたいと思っております。

○委員（18番 大久保 信一君） 議長、一つだけですが確認を。

○議長（小筏 正治君） はい。

○委員（18番 大久保 信一君） 下限面積を下げた場合ですよ、今局長言われたように担い手を少なく耕作放棄になるというようなところ、実際なっているようなところと言われたけども、下げた場合、そういうところに限ってということ条件をつけてされる、そういう形で今の集積についても、農業委員を通さなくて個々で申請される方も中におられるわけですね。そこはさっき話のあったように農地のど真ん中も出てくるわけですよ。あるいは分からないで申請されておられる方がおられるわけですよ。そういうところが、ぽっと出たときに下限を下げてですよ、その対応あたりをちょっと考えとかんといかんのじゃないですか。

○事務局長（坂本 英知君） もちろん今もあると思うんですよ。権利を持たない人、ちょっと農地の一面を借りていわゆる闇小作みたいな。それは自分は農地は持たんとにしたいと言う人が、こそっとしとることだと思う。なので、大久保職務代理者がおっしゃったとおり、ど真ん中の分の申請の出た分については、3条、4条と同じように調査会で適正かどうかを審査をしていただいて、これは駄目ということで不許可になるという、同じ取扱いをして、ここは農地集積に支障がある。

例えば一団の10ヘクタールの団地の真ん中にそこの申請があった場合は、もう基本的に不許可のかなという感じですけど。ただし、そこが荒廃農地になっちゃう場合、じゃ、どげんすつとやという部分、またそこの整理が必要なんですけど。

以上です。

○議長（小筏 正治君） そしたら、次、農業委員会だよりについて説明をお願いします。

○事務局（北尾 祥君） 私のほうから説明させていただきます。6ページをご覧ください。農業委員会だより掲載内容骨子案となっております。

例年3月に年1回発行している農業委員会だよりですが、委員さんの任期が来年の7月末まで

であり、公募を行うため今年度は10月発行と3月発行の2回を予定しております。

先ほど申したとおり、10月発行は主に農業委員・推進委員さんの募集についてで3ページ、残り3ページのうち、委員さんの皆様にご尽力いただいた農地利用アンケート調査結果について、また今後重点事項として上げられている人・農地プランの実質化についての掲載を2ページ使用し、広く周知を行うことを考えております。

次に、下段の3月発行分については、意見書の提出についてからで、ほぼ例年どおり定期的に周知をしている事項を並べております。今年度分については、上から4つ目に「農地のことは、農業委員、地域の農地利用最適化推進にまず相談を」という内容を掲載することを考えております。

また、流動化補助金が令和3年度から廃止されることとなっておりますので、昨年度の農業委員会だよりを引き続いて今年度も掲載を考えております。

次の7ページには平成29年度からの記事の一覧をつけていますので、こちらのほうも参考にされ、ほかに掲載すべき項目がありましたらご意見をいただきたいと考えております。

最後に、掲載事項が決定後、記事の詳細については8月の総会までにお示しをしたいと考えております。

説明は以上です。

○議長（小筏 正治君） 今、説明がありました。農業委員会だよりについてなんですけど、皆さん方どういうお考えをお持ちでしょうか。説明があった内容でいいでしょうかね。

これ、農地流動化補助金ということは、基盤強化法がなくなるということ。

○事務局長（坂本 英知君） いやいや、市単独の一般会計から支出することで、農地の荒廃とかを防ぐために、農地を貸したり、3条でも全然問題なくて、農地を貸し借りして、借手に10アール当たり、新規は1万円、更新は5,000円でしたけどそれが今、中間管理事業を農業委員会で推進をしている中で、担い手に集積もせずに、通常の兼業農家同士が貸し借りをしても補助金を出すというのはいかなものかということで、もう私が来る前から廃止の方向で検討されとったみたいですよ。

今年は契約更新の方のみ5,000円のまま10アール当たり5,000円残して来年からもう完全に廃止する。

○議長（小筏 正治君） ほかにご意見ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご意見もないようですので、次、新型コロナウイルス感染拡大による会議開催対応マニュアルについて、事務局お願いします。

○事務局長（坂本 英知君） 総会の資料と一緒に別冊で同封しておりました新型コロナウイルス対策会議開催対応マニュアルをご覧いただきたいと思います。

コロナにつきましては、各調査会、推進委員さんもちよつと理解をしていただきたいということで、未定稿ということで説明をさせていただきましたので、農業委員の皆様もご存じだと思いますので、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

3ページをごらんください。

重複になるかと思いますが、新型コロナウイルスがもう今収束傾向になっておりますので、本来もうつくらなくてもという部分もあろうかと思いますが、また秋口からどうなるかわかりませんので、混乱がないようにマニュアルをつくったらどうかということでつくったものでございます。

3段階に分けて考えております。1つは、市内で感染者が確認された場合と、全国で非常事態宣言が発令された場合、これはもう既に今対応をさせていただいているのと同じような対応をしたいということで考えております。

新たに今回幸いにもなかったんですけれども、農業委員の方が感染した場合につきましては、調査会も総会もとりあえず原則延期をして、その動向を見極めたいと思っております。

ただし、申請者には3週間以内に許可を出さなければいけないという基本論がありますので、余りにも延期を延ばすことはちょっと難しいのかなとは考えておりますけれども、とりあえず延期をして感染者の動向を見ながら開催をして、問題がないかという部分を検討させていただきたい。

やむを得ず開催をする場合につきましては、もう調査会、後のほうは省略させていただきますけど、一番上の各地区調査会と3段目の例月の総会だけを説明させていただきます。

やむを得ず開催をする場合は、もう調査会は農業委員さんだけ調査会に出席をしていただいて、より安全な方法を取らなければならないと判断された場合も、各自個々の車で現地まで行って調査をしていただいて、3密をできるだけ防ごうと考えております。

総会につきましては、先ほど申したとおり、原則延期ですけれども、やむを得ず開催する場合は、テレビ会議によるシステムを活用したいと考えております。と申しますのは、農業委員さんの過半による出席、おおむね10名から11名を各総合支所の会議室にプロジェクターを準備をしまして、2名ないし3名の委員さんが小会議室に集まって、テレビ会議による総会を開催したいと考えています。

最後に事務局職員が感染した場合、もう一つは市内で爆発的な感染が発生した場合につきましては、もう延期せざるを得ないと申しますか、職員が出勤不可能な状態で総会を開くことができない、これは延期です。延期をして職員代替の、ほかの課で農業委員会の経験のある職員がこちらに配置が可能で、総会、調査会が開催が可能となったときに、初めて開催をしたいと考えております。

これも調査会は先ほどももうしたとおり、総会につきましてもテレビ会議によるシステムを活用した総会に代えさせていただけないかなと考えているところでございます。

今日、議決をいただきますと、これを農業委員会の会議開催対応マニュアルとして、今後こういう事例が起こった場合は、これを基にして会議を進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま事務局よりコロナ対応について説明がありました。意見・質問の方は挙手の上、お願いいたします。

このような内容でいいでしょうか。意見がないようですので……

○事務局長（坂本 英知君） 会長すいません、追加でいいですか。

○議長（小筏 正治君） はい。

○事務局長（坂本 英知君） 皆さんから承認をしていただいたのであれば、できれば1回デモということで、8月の総会をテレビ会議による、一度させていただきたい。本番になったときにトラブルがあった場合は困るので、デモと申しましても本当の総会を各総合支所、もちろん吾妻の方は市役所に来ていただいて、テレビ会議を実際実施をして、事務局職員もある程度認識を深めたところで、そこで問題点等が出れば、また改善をしていかねばならないので、設備につきましては、所管の政策企画課で準備をさせております。

準備が整い次第、予定としましては8月の総会で一度させていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小筏 正治君） ただいまの事務局の説明にご意見ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 意見がないようなので、お諮りします。新型コロナウイルス感染拡大による会議開催対応マニュアルについては、提案どおり議決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。

今後コロナウイルスが発生した場合の会議の運営については、会議開催対応マニュアルにより実施することに決定しました。

次に、農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 資料1が、農振の除外です。それについての意見を聞きたいということで農林課より提出がありました。

資料1の2ページです。ここに案件が3件あります。重2―1が吾妻ですね。2―2、2―3が千々石です。千々石は同じ敷地内というか同じとこなんですけど、まず1番から見てくださいと、吾妻町なんですけど、これが永中公民館の隣なんですけど、ここに住宅がありまして、そ

れを所有していたお母さん、この方が増築していた。今度は相続に伴って娘さんがそれを相続したところ、増築分が違反転用だったという案件です。これを農振除外の追認を行う案件です。

2-2、2-3は千々石の同じ近くのとこなんですけど、2-2も追認なんですね。2-2はお兄さんの農地に家庭用の倉庫と物干し場を、この弟さんが建てたということで、ここも追認ということで一旦除外して、農地転用の追認申請される案件です。

2-3が、その近くなんですけど、これは普通の農地転用ですね。一般住宅を建てたいということで、農振除外をしたいということです。

3ページからずっと写真と地図があります。8ページまでが吾妻の案件ですね。6ページ、7ページを見てもらうと、7ページの配置図で見ると、増築部分が農地にかかっています。この増築部分の隣の庭も含めて追認という形になって除外をしたいということです。

9ページから、千々石の案件なんですけど、11ページは追認の案件です。

19ページは、その隣の土地なんですけど、そこは普通に一般住宅に転用したいという案件です。

そして資料2が、それに対する回答欄ということで、まず3つの除外ですね。これについて農業委員会としては、資料2-2ページになるんですけど、まず吾妻の案件については、1種農地なんですけども、この相続された方で4条において追認になる。そこで簡易手続相当の追認案件で、人為的にやって20年以上引き続き非農地である土地という理由ですね。10ヘクタール以上、第1種農地になるんだけど、今建っているところが既存施設の拡張の例外に当てて、既存宅地の面積の2分の1を超えないので追認は可能かなということです。写真は4ページ、5ページになります。4ページが農地の部分で、5ページが案件のところの拡大です。青いところが既存の宅地ですね。今度申請するところが黄色、85平方メートルあるところですね。

次に、今度千々石の追認案件ですね。すいません、2ページに戻ってください。ここはお兄さんの土地に建てたので、5条の追認ということで、これも簡易手続相当が20年以上引き続きたっているということで、これからも農地には戻らないということです。農地区分としては2種農地です。追認をするということになる。写真は6ページですね。黄色のところ、赤のところは農地です。

次に、2ページに戻って2-3ですね。ここは通常の家を建てたいということで、5条における転用したいということです。ここも場所は2種農地なので、手続をしてもらえば可能かなということです。写真は次の7ページですね。こういうことで農林課には回答したいと思います。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま事務局からご説明がありましたけど、農業委員会としてのご意見はどうなんでしょうか。説明があったとおりでいいんでしょうかね。ありませんか。ただいまの説明に

対して、意見・質問などありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 意見がないようですので、お諮りします。農振重要変更（除外）に伴う意見聴取については、回答案のとおり回答してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。それでは、回答案のとおり回答することに決定しました。

次に、婚活イベント実施の可否について、事務局の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君） 農政推進に係る協議のほうの資料に戻っていただいてよろしいですか。そちらの8ページをご覧ください。

8ページのほうに婚活イベントを実施することとなった平成27年度から計5回のイベントの内容を表にしております。

前回の総会の際に委員さんのほうからいただいた意見としては、次のとおりでした。

昨年度開催時には5組のマッチングがあり、その後の関係もうまく進んでいるという話を聞いている。

また、再度開催されれば、参加を希望するという人もいるようなので、継続したほうがよいのではないかという意見。

あとは、新型コロナウイルスがまだ終息を迎えていない状況の中で、今後のスケジュールを考えると、今回は開催は控えたほうがよいのではないかと、賛否分かれた意見がありました。

事務局としては、今後、新型コロナウイルスが第2波、第3波など続いた際に、果たして今年度開催することができるのかどうか。また、例年どおり1月頃の開催となると冬場になるので、ほかの感染症と同様にまた流行のピークが来たときに、急遽中止になる可能性や参加者の体調不良など懸念事項が多々あるところではございます。

前回の総会で様々意見が出ましたが、総括としては、本日の総会で開催するという判断がなされたら開催をするということで、前回の総会では決定をしました。

説明は以上です。

○事務局（原田 誠二君） すみません、追加ですけど。一応やるとなった場合はですね、補助金関係が出るんですね、これが8月にはちゃんと場所とかそういう内容とか全部決めて申請はせんばいかんとですね。なので、もう7月、8月ぐらいで、内容等を決めてもらって、それで申請をせんと補助金が間に合わないかなと思います。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 今説明がありましたけど、これは今日決めないかなのかな。7月の総会で決

定してよいのか。ここは今日の過半数でよかとかもしれんけど、半分ですもんね、委員が。

○事務局（原田 誠二君） 8月総会までは大丈夫かもしれんですけど。

○議長（小筏 正治君） 7月の総会で、皆さん方の意見も聞く必要もあるんじゃないかなと思うけど。今説明がありましたけど、婚活に対して。皆さん方、ご意見は。どうぞ。

○委員（17番 鶴崎 進君） これは去年までは「花コン」でやったわけですけど、今現在騒がれているコロナ、これが2波、3波と来た場合、当然中止されるだろうということになるかと思えますけど、もしも、開催することで進めて行く場合、中止するというときも考えばつまらん。そのときはどのような対処するのか。

○議長（小筏 正治君） 開催すると言っておって、コロナがまた出てきた場合はどうするのかということになれば、事務局の考えとしてはどうなんですかね。開催予定で、コロナがまた発生した場合は、もうそのときは中止でしょうね。

○委員（18番 大久保 信一君） 中止だろう。

○議長（小筏 正治君） そのとき、ただ、中止するとはよかけど、補助金申請は8月まででしょう。そういう申請したり、取り下げたりすることになるので、今年はコロナの影響があるから、もう最初から中止としとけば、何の心配もせんでよかとですね。

○委員（17番 鶴崎 進君） 心配せんでもいいように、もう最初から今年はやめましょうということにしとけば安心。

○議長（小筏 正治君） 婚活と言えば、2メートル以上離れられんですもんね。やっぱり最低でも2メートル以内で婚活の活動はしたほうがいいと思うので、そういうこといろいろ考えれば、離れて婚活をしましょうとか、そういう場所をまた新たにせにやいかんし。ちょっとこれ私の個人の考えですけど、ちょっとどうかなともう。はっきりしとかんにやいかんということだそうですので。そこあたりを考えれば、私個人の考えとしては、今年はやめていいのかと。

○事務局長（坂本 英知君） そうですね。

○委員（13番 池田 兼三君） 7月は全員で総会でやるということでしょう。

○議長（小筏 正治君） ええ。

○委員（10番 徳永 玉義君） それなら、全員の場所でやりましょう。

○議長（小筏 正治君） 次回ですね。

○委員（13番 池田 兼三君） 7月に確認したほうがよかです。

○議長（小筏 正治君） 私もこれだけの人数で過半数で決めていこうかなというところに考えがあったんですけど、できれば7月全体総会のときで。

○委員（13番 池田 兼三君） 7月になれば、いい傾向になってくるかもしれない。

○議長（小筏 正治君） 7月になれば、また詳しくわかっていくだろうし。しかし、だんだんなくな

ってきているんですね。

○委員（18番 大久保 信一君） もう7月まで待とう。

○議長（小筏 正治君） 今日は説明があったのを皆さん方、頭に入れておいて、7月の総会で決定するようにしましょう。そういうことでいいでしょうかね。はい、どうぞ。

○委員（15番 川内 幸徳君） ところで、5組はどがなつとるですか。何の進展もなかったのですか。

○事務局（原田 誠二君） 前回、その話が出まして、東委員と林田委員からちょっと聞いたことですが。東委員が、友達関係とか呼んで聞いたら、仲は非常にいい状況が続いているという話です、5組ともですね。あと林田委員さんは、5組のうち2組が千々石の人で、その1人がご近所さんで、まだ2組とも続いてはいるというふうに聞いていると。

○議長（小筏 正治君） 今年度の婚活案件に対しましては、実施するか中止するかについては、7月の総会で決定したいと思いますので、それでございますかね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） そういふことでお願いいたします。

これをもちまして、農政推進に係る協議を終了いたします。委員の皆様方、本当にお疲れさんでございました。

午後4時05分閉会

---



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 6月 5日

議 長

署名委員

署名委員